

東京学芸大学辟雍会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京学芸大学辟雍会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都小金井市貫井北町4-1-1（東京学芸大学内）に置く。

(目的)

第3条 本会は、東京学芸大学の発展と社会への貢献に資するとともに、会員相互の交流と連携及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京学芸大学への支援及び連携と協力の推進
- (2) 支部及び多様な同窓会活動への支援
- (3) 新たな支部及び多様な同窓会設立支援
- (4) 会員名簿及び会報の作成
- (5) 教育又は文化に関する事業の主催及び助成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(支部)

第5条 本会は、必要に応じ、支部を設置することができる。

2 支部に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び会員

(組織)

第6条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

(会員)

第7条 本会の会員は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学の学部、特別専攻科又は大学院（以下「学部等」という。）に在籍している者
- (2) 学部等を卒業又は修了した者
- (3) 学部等に在籍したことがある者
- (4) 本学の教職員
- (5) 本学に勤務したことがある者
- (6) 前各号以外の者で、理事会の推薦により総会の承認を得たもの

2 前項第2号、第3号及び第5号には、本学に包括された師範学校を含むものとする。

(正会員・準会員)

第8条 正会員は、会員の内、会費を納入した者とする。

2 準会員は、会員の内、正会員以外の者とする。

(賛助会員)

第9条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者とする。

(除名)

第10条 本会は、本会の名誉を著しく損なうような反社会的行為を行った会員及び賛助会員を除名することができる。

(特別会員)

第11条 東京学芸大学長を本会の特別会員とする。

第3章 役員、顧問及び幹事

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名程度
- (3) 理事 15名程度
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事長 1名

(役員を選出)

第13条 会長は、理事会が選考し、総会の承認を得るものとする。

2 副会長、理事、監事及び幹事長は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 幹事長は理事を兼務する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、本会の業務を企画し執行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 幹事長は、本会の業務を円滑に行うための職務を行う。

(顧問)

第16条 会の運営の継続性を確保するとともに、会務に関する重要事項について助言を仰ぐため、本会に次の顧問を置く。

(1) 本会発足後の東京学芸大学長(第11条の学長を除く。)

(2) 本会発足後の会長(第12条の会長を除く。)

(幹事)

第17条 会の運営を円滑にするため、本会に幹事を置く。幹事は、必要に応じて会長が任命し、人数の制限は設けない。

第4章 会議

(会議)

第18条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 全国代表者会議

(3) 理事会

(4) 運営委員会

(5) 幹事会

(総会)

第19条 総会は、正会員をもって組織する。

2 総会は、次の事項を審議承認する。

(1) 理事会の審議・決定事項

(2) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、理事会が必要と認めるときに開催し、会長が招集する。

(全国代表者会議)

第20条 全国代表者会議(以下「代表者会議」という。)は、別に定めるところにより組織する。

2 代表者会議は、原則として、年1回開催する。ただし、必要に応じて別途開催することができる。

第21条 第19条第2項に規定する事項は、代表者会議の審議承認事項とすることができる。

2 前項の規定により審議承認した事項は、速やかに正会員に周知するものとする。

(理事会)

第22条 理事会は、会長、副会長、理事及び幹事長をもって組織する。

2 顧問及び特別会員は、理事会に出席し、審議に加わることができる。

3 理事会は、次の事項を審議・決定及び執行する。

(1) 役員改選に関する事

(2) 予算及び決算に関する事

(3) 会則及び支部規約に関する事

(4) 支部の設置及び廃止に関する事

(5) 会費に関する事

(6) 本会の事業に関する事

(7) 会員の資格等に関する事

(8) その他本会の運営に関する事項

4 理事会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

5 理事会は、会長が議長となる。

6 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。委任状は出席とする。

7 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第23条 運営委員会は、会長、副会長、幹事長及び会長が指名する者をもって組織する。

2 運営委員会は、会長から委託を受けた業務を行う。

3 運営委員会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

(幹事会)

第24条 幹事会は、理事会から委託を受けた業務を行う。

2 幹事会は、必要に応じて開催し、幹事長が招集する。

(周知の方法)

第25条 会議の開催通知、会議の審議承認事項の報告、会計監査の報告等については、本会ホームページへの掲載、電子メール等の方法により行うことができる。

第5章 会計

(経費)

第26条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第27条 会員及び賛助会員は、本会を維持していくに当たって、別に定める会費を納付するものとする。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第29条 監事は、毎年度ごとに会計を監査し、理事会の承認を得なければならない。

第6章 雑則

(会則の変更)

第30条 会則は、総会又は代表者会議において、出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附則 この会則は、平成15年11月3日から施行する。

附則 この会則は、平成16年10月31日から施行する。

附則 この会則は、平成21年11月1日から施行し、平成21年12月12日以降の新規会員から適用するものとし、平成21年12月11日以前の会員については、なお従前の例による。

附則 この会則は、平成24年11月25日から施行する。

附則 この会則は、平成25年11月3日から施行する。

附則 この会則は、平成27年11月1日から施行する。

附則 この会則は、平成28年11月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則 この会則は、令和5年11月4日から施行する。